

特定非営利活動法人 山友会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人山友会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都台東区清川2丁目3番8号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、不特定かつ多数の地域住民の中で様々な障害を持つ人達が社会生活を営むために、保健・医療・相談援護等の活動を通じて、福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために、特定非営利活動に係わる次の事業を行う。

- (1) 無料診療・地域保健事業
- (2) 給食サービス事業
- (3) 緊急一時宿泊事業
- (4) 居住支援事業
- (5) 生活相談・地域生活支援事業
- (6) 地域とのつながりづくり事業
- (7) 社会的包摂を推進するための普及・啓発事業
- (8) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体で、社員総会における議決権を有しないもの

(入会)

- 第7条 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 2 理事長は前項の入会申込者が、入会申込書を提出したときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
 - 3 理事長は、第1項の者の入会を認めないときは、速やかに本人にその旨を伝えなければならない。
 - 4 この法人の賛助会員になろうとする者は、別に定める年会費を納入することによって会員となることができる。

(会費)

第8条 正会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一つに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出し、受理されたとき。
- (2) 本人が死亡、若しくは失そう宣告を受け、又は正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一つに該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事3人以上
- (2) 監事1人以上
 - 2 理事のうち1人を理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。

- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を越えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることが出来ない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長に事故があるときまたは理事長が欠けた時は、理事の内から理事長が予め指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を越える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
 - 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その定数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(会議の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(会議の権能)

第22条 理事会は、この定款に定めるものの他、次の事項を議決する。

(1) 総会に付すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他、本会の運営に関する必要な事項

2 総会は、法及びこの定款に規定するものの他、次の事項を議決する。

(1) 理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(2) その他運営に関する重要事項。

(会議の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

3 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めた場合。

(2) 理事の現在数の3分の1以上から、会議の目的たる事項を示して請求があった場合。

(会議の招集)

第24条 総会及び理事会は、理事長が招集する。

2 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

3 理事会を招集する場合は、日時及び場所、ならびに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面または電磁的方法をもって、開会日の1週間前までに招集通知を発信して行わなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、理事長が必要と認めて招集するときは、この限りではない。

(会議の定足数)

第25条 総会及び理事会はそれぞれ総数の2分の1以上の出席がなければ開会する事が出来ない。

(議決)

第26条 総会及び理事会の議事は、出席した構成員の過半数の同意で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 総会及び理事会において、第24条第2項または第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席構成員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する構成員は、当該事項について表決権を行使することができない。

(表決権等)

第27条 総会及び理事会における各構成員の表決権は平等なものとする。

2 総会及び理事会に出席しない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面または電磁的方法をもって表決し、または他の理事に表決を委任することができる。

3 第2項の規定により表決権を行使する構成員は、第25条及び前条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

4 やむを得ない理由により、会場に来ることが出来ない構成員は、即時性及び双方向性が確保されたインターネットビデオ会議、テレビ会議や音声会議のシステムによって総会及び理事会に出席し、表決することができる。

(書面等による議決)

第28条 理事長は、簡易な事項または緊急を要する事項については、理事が書面により賛否を示すことにより、理事会の議決に代えることができる。

第5章 資産

(資産の構成)

第29条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第30条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(資産の支弁)

第31条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

第6章 会計

(会計の原則)

第32条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行われなければならない。

(事業年度)

第33条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第34条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第35条 前条の規定にかかわらず、やむをえぬ事由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第36条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第37条 予算成立後やむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

第38条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等、決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第39条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第40条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第41条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の議決

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

第42条 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。ただし、合併の場合による解散を除く。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は、社会福祉法人慈生会に譲渡するものとする。

(合併)

第44条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第46条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第47条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第48条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑則

(細則)

第49条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人設立当初の役員は、別表のとおりする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成15年通常総会までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第33条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成15年3月31日とする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第34条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員年会費 6,000円
- (2) 賛助会員年会費 1,000円以上

別表 設立当初の役員

役職名	氏名
理事長	藤井 泰定
理事	LEBEAU JEAN
同	稲越 伸江
同	高木 五榮子
同	阿部 真理子
監事	河井 正義